

# 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による 修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて

令和2年9月11日  
文部科学省

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。  
この取消しの効力発生日は、令和3年3月31日とする。

（私立大学）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
東北女子大学	青森県弘前市清原1-1-16	学校法人柴田学園	青森県弘前市上瓦ヶ町25	法第15条第1項第一号
上野学園大学	東京都台東区東上野4-24-12	学校法人上野学園	東京都台東区東上野4-24-12	法第15条第1項第一号

（私立短期大学）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
東北女子短期大学	青森県弘前市上瓦ヶ町25	学校法人柴田学園	青森県弘前市上瓦ヶ町25	法第15条第1項第一号
東九州短期大学	大分県中津市大字一ツ松211番地	学校法人扇城学園	大分県中津市大字一ツ松211番地	法第15条第1項第一号

※なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。（大学等における修学の支援に関する法律第16条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項）

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による  
修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて  
（地方公共団体分）

令和2年9月11日

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を機関要件確認者（各地方公共団体）が取り消したものである。

この取消しの効力発生日は、令和3年3月31日とする。

（私立専門学校）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
北海道福祉教育専門学校	北海道室蘭市母恋北町1丁目5-11	学校法人北斗文化学園	北海道室蘭市中央町1丁目5番11号	法第15条第1項第一号
北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校	北海道室蘭市山手町1丁目11-34	学校法人北斗文化学園	北海道室蘭市中央町1丁目5番11号	法第15条第1項第一号
札幌医療リハビリ専門学校	北海道札幌市北区北6条西1丁目3-1	学校法人都築教育学園	鹿児島県霧島市国分中央1-10-2	法第15条第1項第一号
明日佳幼児教育専門学校	北海道札幌市西区山の手3条2丁目5-5	学校法人小野寺学園	北海道札幌市西区山の手3条2丁目5-5	法第15条第1項第一号
神奈川柔整鍼灸専門学校	相模原市南区松が枝町7-5	学校法人平井学園	相模原市南区松が枝町7-5	法第15条第1項第一号
中部美容専門学校名古屋校	愛知県名古屋市中区上前津二丁目10番28号	愛知県美容業生活衛生同業組合	愛知県名古屋市中区上前津二丁目10番28号	法第15条第1項第一号

※なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。（大学等における修学の支援に関する法律第16条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項）